

議案第 112 号

大山田農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

大山田農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和2年9月1日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

大山田農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大山田農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 189 号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「、研修室及びテニスコート」を「及び研修室」に、「並びに器具」を「及び器具」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

施設の名称	施設使用料	冷暖房使用料	備考
多目的ホール	1回につき 3,150 円	1回につき 2,100 円	1回の使用時間は、3時間以内とする。
大会議室及び和室	1回につき 1,050 円	1回につき 530 円	
小会議室、小会議室2、調理室	1回につき 530 円	1回につき 320 円	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。